

一般会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年9月10日（水曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午前11時 5分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席）別紙のとおり

（欠席）別紙のとおり

（その他出席者）議長 村木理英

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 小原 純 同 次長 日笠 哲宏

同 主幹 関藤克城 同 議事係主任 東 宗利

5 説明のため出席した者の職氏名

市長	片岡 聰一	副市長	中島 邦夫
政策監	難波 敏文	総合政策部長	入野 史也
総務部長	内田 和弘	危機管理監	中山 利典
あたたか市民部長	三宅 伸明	文化スポーツ部長	柚木 均
保健福祉部長	横田 優子	産業部長	西川 茂
建設部長	平田 壮太郎	環境水道部長	西村 佳子
教育長	久山 延司	教育部長	江口 真弓
消防長	池上 泰史	代表監査委員	風早 俊昭
監査委員	三宅 啓介	財政課長	岡真里
総務課長	小川 修	農林課長	中山 知輝

6 付議事件及びその結果

認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定について
認定すべきである。

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

別紙

出席した議員の氏名

議席番号	氏名	出欠
1	山名正晃	出
2	太田善介	出
3	荒木将之介	出
4	小野耕作	出
5	森安健一	出
6	仁熊進	出
7	山田雅徳	出
8	溝手宣良	出
9	三上周治	出
10	萱野哲也	出
11	三宅啓介	監査 委員

議席番号	氏名	出欠
12	岡崎亨一	出
13	深見昌宏	出
14	小川進一	出
15	高谷幸男	出
16	小西利一	欠
17	津神謙太郎	出
18	村木理英	議長 として
19	頓宮美津子	出
20	加藤保博	出
21	山口久子	出
22	剣持堅吾	出

欠席した議員の氏名

なし

開会 午前10時0分

○頓宮美津子委員長 これより、一般会計決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席20名全員であります。

それでは、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に対し分科会委員長の報告を求めます。

まず、総務生活分科会の審査経過について、委員長の報告を求めます。

総務生活分科会、山田雅徳委員長。

○山田雅徳総務生活分科会委員長 ただいまから、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務生活分科会に分担されました部分の審査経過を御報告申し上げます。

審査経過についてであります。委員から「大学交流促進事業について、執行率が4割程度となっているが、特別な事情があつてこれだけ残ったのか」との質疑があり、当局から「大学共同研究委託事業について、率先して活用していただくよう市からも呼びかけているが、なかなか大学とのマッチングができず、執行率が伸びていない」という状況であるとの答弁がなされました。また、委員から「職員研修費について、執行率が4割弱となっているが、特別な事情があつてこれだけ残ったのか」との質疑があり、当局から「職員研修については職員の人材育成の観点から様々な研修を通じて質の向上を図っていきたいと考えているが、業務の都合等もあり、なかなか十分な研修の機会を与えることができなかつた。研修の機会自体は多いため、受講の啓発やより職員が研修に参加しやすい環境をつくっていきたいと考えている」との答弁がなされました。次に、「市内の特殊詐欺の被害状況についてはどうか」との質疑があり、当局から「令和6年度の消費生活センターの相談件数は378件であり、対前年で30%増えている。特に多い相談内容としては、通信販売や店舗商品、訪問販売が上位で、スマートフォンを利用した詐欺も多発している。被害額としては令和6年1月から12月の間に7件、計1,262万円であった」との答弁がなされました。次に、委員から「常備消防費について、未執行の予算を残すよりも、余った予算で消防ホースを追加で購入するほうがよかつたのではないか」との質疑があり、当局から「消防ホースは現在500本常備しており、耐用年数10年として計画的に毎年50本ずつ購入して整備している。現在のところ不足はない状況である」との答弁がなされたところであり、本件のうち本分科会に分担された部分については、全員一致で認定すべきであると取りまとめることに決定いたしました。

以上で、本分科会の報告を終わります。

○頓宮美津子委員長 次に、文教福祉分科会の審査経過について、委員長の報告を求めます。

文教福祉分科会、溝手宣良委員長。

○溝手宣良文教福祉分科会委員長 ただいまから、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、文教福祉分科会に分担されました部分の審査経過を御報告申し上げま

す。

審査経過についてであります、委員から「ひきこもり支援事業で社会参加できた方は具体的にどういった活動ができたのか」との質疑があり、当局から「ボランティア活動への参加、ひきこもり状態にある人の居場所であるほっとタッチへの参加のほか、実際の就労に結びついた方もいる」との答弁がなされました。また、委員から「ひきこもりサポーターとして登録したが、現在活動されなくなった方が相当数いらっしゃるが、継続されなくなった理由はどうか」との質疑があり、当局から「辞められた理由として、年齢的なものや御家庭の事情などのほか、ほっとタッチ等で支援した中で御自分の考えとは違ったというような意見も伺っている。サポーターの養成についてそういった意見も酌み取りながらよりよい支援に努めていきたい」との答弁がなされました。また、委員から「重層的支援体制整備事業はどのような事業を行っているのか。また、社会福祉協議会は障がい者千五百人雇用やひきこもりなど窓口が分かれているが、その弊害はないか」との質疑があり、当局から「いろいろな課題を抱えた御家族のケースについて様々な方面から必要な専門員が集まって連携しよりよい支援のため活動しており、弊害とは思っていない」との答弁がなされました。また、委員から「シルバーワークプラザのトイレ修繕について、今年度も予算計上されているが、今年度で終了するのか」との質疑があり、当局から「令和6年度は2階の女子トイレ1基を和式から洋式に変更したもので、今年度については1階の女子トイレ1基を和式から洋式に修繕するものである。男子トイレについてはまだ和式のままであり、来年度以降については他にも修繕箇所がないか優先順位をつけて取り組んでいきたい」との答弁がなされました。また、委員から「高齢者補聴器助成制度について、制度の条件をもう少し緩和したほうが利用しやすいのではないか」との質疑があり、当局から「昨年10月から制度を開始し、6件の助成を行った。制度設計の段階で他市の状況などを踏まえいろいろ検討した結果、このような制度になっている。制度の問題点等あれば、これからまた検討していく」との答弁がなされました。また、委員から「乳児健康診査、1歳6箇月健康診査、3歳児健康診査を受けていない場合はどのように対応しているのか」との質疑があり、当局から「未受診の理由として、乳児健康診査については長期入院など状況を全て把握している。1歳6箇月及び3歳児健康診査については、未受診者に通知を出すとともに保健師が電話や訪問により状況を把握しており、かかりつけの医療機関で健診を受けていただくようお伝えしている。3歳児については、保育所等集団に入っているお子さんは保健師が直接保育所等に行き、子どもの様子を確認している」との答弁がなされました。また、委員から「通学路のカーブミラーの設置箇所数は幾らか、またどういう要望により設置されたのか」との質疑があり、当局から「地域応援課でカーブミラーの設置要望を取りまとめているが、通学路については情報をいただき、令和6年度は教育委員会で2箇所に設置した。学校園それぞれから要望があった箇所で、地域応援課では施工していない部分であることから、横田基金により整備したものである」との答弁がなされました。また、委員から「図書館長が不在となって何年たつか。求人はしているのか。また、兼務の状況について問題点はないか」との質疑があり、当局から「不在のため生涯学習課長が図書館長を

兼務している状況は7年5箇月である。現在、求人は行っておらず、再任用制度の活用のほか、これまででも適任と思われた方を検討された経緯はあるが、就任には至らなかった。兼務でよいと考えてはおらず、現在図書館の運営や業務は継続しているが、所属長が同じ執務環境に常駐しないことは業務管理、労務管理上、適切な状況とは考えていない」との答弁がなされました。また、委員から「文化センターの駐車場借上料について、所有者の意向にもよるが市の駐車場として積極的に購入を考えてはどうか」との質疑があり、当局から「過去に賃貸借の契約の際に土地を購入させていただきたい」というお願ひをさせていただいている。今後も用地を取得できるよう努力はしてまいりたい」との答弁がなされたところであり、本件のうち本分科会に分担された部分について取りまとめを行ったところ、委員から「図書館長が7年5箇月も不在の状態が続き、それにより生涯学習課長の兼務も発生している。館長報酬も未執行が続いている、図書館長の採用を早急に行うべきという強い思いを込めて附帯決議を付すべきである」という意見と、また「附帯決議は付さなくてよい」との意見が述べられ、委員各位の意向を確認したところ、認定はするが附帯決議を付すべきが4人、附帯決議は付さなくてよいが2人といった状況でございますので、御報告いたします。

以上で、本分科会の報告を終わります。

○頓宮美津子委員長 次に、産業建設分科会の審査経過について、委員長の報告を求めます。

産業建設分科会、三上周治委員長。

○三上周治産業建設分科会委員長 ただいまから、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、産業建設分科会に分担されました部分の審査経過を御報告申し上げます。

審査経過についてですが、委員から「交通安全対策経費の修繕料と標識等設置委託料の要望について、当初予算の件数に対する執行が大幅に少ないのはなぜか」との質疑があり、当局から「カーブミラー等の修繕料として約100万円、標識等の設置委託料として約400万円が未執行となっている。これは、査定の結果、緊急性が低いと判断された案件や土木担当員との協議の結果、舗装などの他の要望が優先されたこと、また要望に対する作業が追いついていないことなどが主な要因である」との答弁がなされました。次に、委員から「地域猫活動団体が減っているようだが、助成金の申請がなかったからなのか、活動団体そのものが減っているのか」との質疑があり、当局から「申請をしなかった団体もあれば、活動をやめた団体もある」との答弁がなされました。次に、委員から「そうじやのお米支援補助金についての決算の内訳はどうか」との質疑があり、当局から「そうじや地食べ公社の運営全体に係るものについて補助するというもので、令和6年度については米価の高騰による部分も含め補助しており、そうじや地食べ公社の財務決算状況によると、地産地消に関する事業に120万円、生産物販売に1,100万円、農産物受託に300万円、法人会計に伴うもの350万円、合計で1,870万円がそもそも赤字部分であり、プラス米の部分についてはふるさと納税米の上昇分と米関係の補助に対して充てているものである」との答弁がなされました。次に、委員から「新規就農総合支援補助金について、1,545万円のうち1,000万円ほどしか執行していない

が、理由は何か」との質疑があり、当局から「就農の時期がずれたり、前年度所得の関係で補助金額が減った人がいたためである」との答弁がなされました。次に、委員から「スマートフォンを活用しての道路不具合箇所の通報は何件あって、どのくらい消化されたのか」との質疑があり、当局から「令和6年度は203件の通報があり、全て修繕を行った」との答弁がなされました。次に、委員から「赤米伝統文化連絡協議会負担金について、予算では854万円計上しているが、前年度より執行率が下がっているのはなぜか」との質疑があり、当局から「赤米子ども交流として総社市から対馬市へ行く予定だったが、台風により急遽リモート開設になったため執行率が低くなっている」との答弁がなされたところであり、本分科会に分担された部分について取りまとめを行ったところ、委員から「そうじやのお米支援補助金について、調書と実際の補助内容に相違があり、正しい審査ができない状況である。正確かつ誠意のある議案の提案説明や答弁を求めるよう附帯決議を付すべき」という意見、また「認定すべきでない」との意見が述べられ、委員各位の意向を確認したところ、認定はするが附帯決議をつけるべきが5人、認定自体すべきではないが1人といった状況でございましたので、御報告いたします。

以上で、本分科会の報告を終わります。

○頓宮美津子委員長 以上をもって、分科会委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの分科会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 私、文教福祉委員会なんですけれども、溝手委員に確認だけ、確認だけです。今さっき図書館長が7年5箇月と発言されました、7年5箇月にわたり不在であると、そのように聞こえたんです。そこの確認だけを。委員長に対する発言の確認です。

○頓宮美津子委員長 溝手委員長。

○溝手宣良文教福祉分科会委員長 先ほどは私確かに7年5箇月と申しましたが、実際には7年4箇月じゃないですか。すみません、じゃあ一旦休憩を求めます。

○頓宮美津子委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○頓宮美津子委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

溝手委員長。

○溝手宣良文教福祉分科会委員長 再度御答弁させていただきます。

委員会を開いたときに、生涯学習課長の答弁では7年4箇月であるという答弁がなされたのですが、後に調べた結果、実際には7年5箇月であったので、今回の報告では7年5箇月と申し上げました。

以上でございます。

○頓宮美津子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ないようでありますので、これをもって分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、本件は採決の順番として、まず認定するかしないかの採決を行った後、認定すべきであると決定されたならば、産業建設分科会及び文教福祉分科会から提案された附帯決議について付すか付さないかの採決を行いたいと思います。

まず、討論はありませんか。

小西委員。

○小西利一委員 反対の立場で討論させていただきます。

産業建設委員会の中でもいろいろと質疑をさせてもらい、答弁もいただきました。予算の段階でも口頭でこのそじや地食べ公社に対する補助金のお米高騰分に対する補助という申請があつたんですが、予算での説明は他の事業の赤字補填にも使うんだという説明がありました。それは予算の段階です。今度、決算のときに、この決算調書を皆さん見られたと思うんですが、1億4,600万円の内訳、これちゃんと説明してあるんです。6,500円掛ける3,884俵とか1万5,000円掛ける8,063俵とか、計算するとちょうど1億4,600万円になるんです。ということは、つじつまが合うんですこれで。これで決算認定をするんだったら私はそれでいいんですけど、またこのときの説明が、先ほど委員長が申されたように、他の事業に1,870万円というお金も含まれた分が入ってるというのをまた口頭でおっしゃられる。じゃあ、そうなったときはお米の俵数が変わってくるんじゃないんですかと言うたら、それはまだ精査中であるとか調査中という言葉を言われる。それはおかしい。もう決算認定で締めとんだから、確実な数字は出るはずなんです。出てて、これとこれとこれと合計が合わせて正当に1億4,600万円が使われたというんだったら、それはもうそれでいいんです。だけど、このままの状態でこの決算を認定することは、私は議員としての役目を果たさないと思います。議員の役目は、税金がどのように予算化され執行され、そしてそれが市民のために役立つたか、公平公正に使われたかをチェックする機能ですから、まずこここの認定をすべきではない。それから、この調査がちゃんと終わってから皆さんのが附帯決議なりつけるのはいいです、それは先のことですから。その前の段階でこの決算認定は特にそじやのお米支援補助金に対する説明は不十分だと思いますから、反対させていただきます。

以上です。

○頓宮美津子委員長 ほかに討論はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 反対です。地方議会運営事典によると、議会が一般会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査した上で収入支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することがこの決算認定なんです。確認が、今さっき小西委員が言われたように確認がで

きたんでしょうか。委員会では調査中と言われながら、調査中なのにそれでできたんですか、皆さんそれで納得されるんですかということと、あともう一つ、これ重要なんです、これに書いてること、決算を認定することの意義は、市長のした、長のした、予算執行の政治的責任を解除することにあると言える。これを認定すると言ったら、我々今調査中なんですよね、議会としても。こちらもまだ調査中と言われてる中に、市長の政治的責任をこの認定で解除することになるんです。我々が今調査中、監査請求している状況において、この運営事典に書いてる決算によって市長の政治的責任を解除することになるんです、皆さんの決議によって、決議、認定によって。そういうことをよく御理解した上で皆さんの議決権行使してください。

以上です。

○頓宮美津子委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件の採決は起立により行います。

本件は認定すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

○頓宮美津子委員長 御着席ください。

起立多数であります。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、産業建設分科会及び文教福祉分科会において提案されました附帯決議案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設分科会、荒木委員、説明。

荒木委員。

○荒木将之介委員 失礼いたします。令和6年度一般会計歳入歳出決算認定におきまして、附帯を付すべきであると考えておりますので、説明をさせていただきます。

そうじやのお米支援補助金にあっては、昨今の報道にもあったとおり補助金の虚偽申請でありますとか流用が疑われております。議会としてその真偽の判断は監査資料等を精査してからになると思いますが、この問題のそもそも発端は予算案上程時の執行部の説明不足、あるいは質疑への答弁の不正確さであったと考えております。こちらの決算認定に当たっては認定すべきであると先ほど議決ましたが、今後の市政、議会と執行部の関係性などを鑑み、以下のように附帯を付すべきと考えております。

提案理由です。そうじやのお米支援補助金については、総社市の農業を下支えする一般財団法人そうじや地食べ公社に対し、ふるさと納税返礼米の確保等に係る補助という名目で予算化されたものであるが、実際にはそうじや地食べ公社全体の運営補助に使用された。予算案上程時の執行部の

説明は議案を審議するには不十分で、ふさわしい内容ではなかったと言わざるを得ない。こうした状況は、議会が正しい議案審議を遂行できないばかりでなく、議会と執行部との信頼関係を著しく損なうものであると考える。議会が正しく職務を遂行し、議会と執行部との信頼関係を良好に保つためにも、執行部には今後正確かつ誠意ある議案説明及び質疑に対する答弁を行うよう強く求めます。

以上です。

○頓宮美津子委員長 次に、文教福祉分科会、山名委員、説明願います。

山名委員。

○山名正晃委員 ありがとうございます。まず、私のほうから附帯決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどの委員長報告の中にもありました、本市におかれましては今総社市の図書館長がもう7年5箇月、先ほど4箇月から実際は5箇月だったというところもありましたが、7年5箇月、この長期にわたり不在の状況が続いており、生涯学習課長が図書館長を今兼務しております。7年5箇月にわたってです。このため、図書館長報酬の未執行が続いていることがありますので、これはもう看過できないというふうに考えられます。

図書館というものはやはり市民の知的文化的基盤を支える公共施設であります。図書館長は図書館運営の基本方針を定め、職員を指揮監督し、資料の収集、管理、提供を適切に行うとともに、市民の学習活動や地域文化の振興を推進する中核的役割を担う存在であります。館長不在ということは、図書館機能の低下を招く可能性のある重大な問題であると考えられます。よって、市は速やかに図書館長を正式に配置し組織体制を整備するとともに、予算の適正かつ計画的な執行を徹底し、図書館機能の改善を図られたい。

附帯決議の内容としましては、先ほどの繰り返しにもなリますが、図書館は市民の知的文化的基盤を支える公共施設であり、図書館長は図書館運営の基本方針を定め、職員を指揮監督し、資料の収集、管理、提供を適切に行うとともに、市民の学習活動や地域文化の振興を推進する中核的役割を担う存在であります。館長不在は図書館機能の低下を招く可能性のある重大な問題である。よって、市は速やかに図書館長を正式に配置し組織体制を整備するとともに、予算の適正かつ計画的な執行を徹底し、図書館機能の改善を図られたい。

以上です。

○頓宮美津子委員長 ただいまの提案理由の説明について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件の採決は起立により行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○頓宮美津子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

附帯決議については附帯決議案のとおり附帯をつけることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○頓宮美津子委員長 御異議がありますので、異議の内容について御発言願います。

御異議ありの方、御発言願います。

萱野委員。

○萱野哲也委員 異議ありじゃ駄目ですか。内容を言わにゃいけんすか。

○頓宮美津子委員長 何に対してですか。

○萱野哲也委員（続） 何に対して、この附帯決議に決することに御異議ありませんかって聞かれただんで、異議がありますと言ったんです。何に対して、これに異議があるんです。

以上です。

○頓宮美津子委員長 附帯決議を全くつけないということですね。

○萱野哲也委員（続） はい。

○頓宮美津子委員長 ほかに御異議ありませんか。

小西委員。

○小西利一委員 これ、別々に分けることはできないんですか。図書館なら図書館だけでの附帯決議という。

○頓宮美津子委員長 できます。

ほかにありませんか。

三上委員。

○三上周治委員 小西委員とダブりますが、要は委員長のほうで諮っていただくときに、例えば1番だけつけます人、2番だけつけます人、全然つけない人とかという発言をしてくださるでいいんですか。じゃあ、よろしくお願ひします。

○頓宮美津子委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時2分

○頓宮美津子委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

それではまず、附帯決議をつけるかつてないかを起立により採決いたします。

まず、附帯決議をつけるべきだという方は御起立ください。

〔起立多数〕

○頓宮美津子委員長 御着席ください。

20名中11名が起立で、つけるということに立たれましたので、過半数に達しましたので、次に移ります。

では、本件はまず荒木委員から出されました附帯決議案をつけることに賛成の方、お立ちください。

〔起立多数〕

○頓宮美津子委員長 御着席ください。

11名ですので、過半数。

次に、山名委員から出されました附帯決議案をつけることに賛成の方、お立ちください。

〔起立少数〕

○頓宮美津子委員長 過半数に達しませんので、これは採決されません。

では、今起立により採決した結果、今回の附帯決議に関しましては、荒木委員から出されました附帯決議案のみをつけることに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書並びに委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○頓宮美津子委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました案件は審査を終了いたしました。

これをもって、一般会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時5分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに記名押印する。

一般会計決算審査特別委員会臨時委員長 剣持堅吾

一般会計決算審査特別委員会委員長 順宮美津子